#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	絹織業に於ける生産形態の発展と賃労働の形成過程 : 特に典型としての桐生を中心として
Sub Title	The development of industrial organization and the formation of wage-labourer in silk industry
Author	野口, 祐
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.6 (1954. 6) ,p.624(38)- 649(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19540600-0038
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540600-0038

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

#### 資料

賃勞働の形成過程網織業に於ける生産形態の發展と

―特に典型としての桐生を中心として―

成果と問題點第一章 桐生をめぐるマニュ論争の

The state of the s

約具體化して、深化究明しようと思うものである。 を再吟味することを通じて、問題領域を典型地域桐生にまで集富にされ、多樣化された上で再考究せられたマニュ論爭の發展規定した後、問題を戰時中以後西洋經濟史學の攝取に依つて豐規す古典的なマニュ論爭(=幕末生産段階論爭)を一般的に一分、古典的マニュ論爭の再考察

本主義發展の内部的要因を無視し、内部の基本的矛盾の發展をしたのは外ならぬ服部之總氏であるが、彼は此等の諸見解が資本主義(=西歐)の壓力に求める見解に對して最初に疑義を表明日本の資本主義發達を初發に於いて規定するものを、外國資

わたつて侵入している狀態、段階を意味するものでない。となつている時代のことであり、決して社會的生産の全範圍に併も「嚴マニュ」とはマニュが資本制生産方法の支配的形態

極的な段階規定を囘避して居る。 極的な段階規定を囘避して居る。

ーニソに依つて指摘された三段階と異り、資本制家内勞働とマ第一は土屋氏の資本制的經營の三形態=三段階は自己の卽ちレこれに對して服部氏は二つの視點から反批判を加えられた。

ニュが互に補足し合うものとして、經濟史上=工業に於ける資本主義の發展段階の同一の特定段階を現わしていることを理解本主義の發展段階の同一の特定段階を現わしていることを理解、 「嚴マニュ」形成の歴史的條件として、全國的大市場の存在、 に「嚴マニュ」形成の歴史的條件として、全國的大市場の存在、 に「嚴マニュ」形成の歴史的條件として、全國的大市場の存在、 が貫いて現れているというとを 理解 が貫いて現れているということを示した。

此等古典的論爭はその後も續けられたが、一方の服部氏が教 がら積極的な立論に至らぬという方向はまだ端緒的にしか表れ ないなかつた。同時にこの論爭の缺點を単つていた。云わば 場から積極的な立論に至らぬという方向はまだ端緒的にしか表れ でいなかつた。同時にこの論爭の缺點を単的に指摘し戰後マニ る。その第一は服部氏の立場に立ち、我國のマニュは兩脚をも る。その第一は服部氏の立場に立ち、我國のマニュは兩脚をも る。その第一は服部氏の立場に立ち、我國のマニュは兩脚をも る。その第一は服部氏の立場に立ち、我國のマニュは兩脚をも る。その第一は服部氏の立場に立ち、我國のマニュは兩脚をも る。その第一は服部氏の立場に立ち、かくして家內勞 ので「アジア的に遅れた」封建的泥濘に立ち、かくして家內勞 ので「アジア的に遅れた」封建的泥濘に立ち、かくして家內勞 ので「アジア的に遅れた」封建的泥濘に立ち、かくして家內勞 ので「アジア的に遅れた」封建的泥濘に立ち、かくして家內勞 ので「アジア的に遅れた」封建的泥濘に立ち、かくして家內勞 ので「アジア的に遅れた」封建的泥濘に立ち、かくして家內勞 ので、一方の服部氏が教

明確ならしめたものとして重要な意義を有する。を、日本に於けるマニュと半封建的土地所有との特殊な關聯を右のように指摘しているのはマニュと家内勞働の結合の問題

絹織業に於ける生産形態の發展と賃勞働の形成過程

第二に木村莊之助氏が服部氏に對して、幕末生產段階は服部 第二に木村莊之助氏が服部氏に對して、幕末生產段階は服部 第二に木村莊之助氏が服部氏に對して、幕末生產段階は服部

# 臼 桐生を囘るマニュ論の展開と批判點

定し、機械制大工場の存在條件を規定するものである。古典的論爭に對する一批判として、小林良正氏の示されたよ古典的論爭に對する一批判として、小林良正氏の示されたよ古典的論爭に對する一批判として、小林良正氏の示されたよ古典的論爭に對する一批判として、小林良正氏の示されたよ古典的論爭に對する一批判として、小林良正氏の示されたよ古典的論爭に對する一批判として、小林良正氏の示されたよ古典的論爭に對する一批判として、小林良正氏の示されたよ古典的論爭に對する一批判として、小林良正氏の示されたよ

を擔い手として發展した農村の織元が、漸次都 市の 間屋 制資ろう。彼はイギリス毛織物工業に於いて、自營農民=ヨーマンこの典型的論稿として大塚久雄氏の諸見解を指摘し得るであ

三九 (六二五)

基礎であることを明確ならしめた。併もこの根源は封建的土地 **發展が自主的産業革命に結びつき、** 本=都市の織元を壓倒してゆく諸過程、 能ならしめたことが重要である。 有制度の崩壊にもとずく自營農民の形成という基盤に依つて 先進資本主義國イギリ つまり自主的マニ スの 2 0)

夫氏以下の見解が存在するが、 すばかりでなく、 た大島五郎氏の見解を媒介點として、 いわば此の觀點から桐生のマニュ形態を分析 同時に古典的論爭の具體的資料として活用さ存在するが、一應桐生のマニュ論の土臺をな 問題解明の出發點とし しようとした信

#### (A) 大島五郎氏の場合

題把握を明確ならしめるであろう。 の展開と歸結を基軸にして、三つの視點から再構成するのが問 大島氏の「徳川時代桐生織物業の史的研究」をその後の論爭

注意せられる。 層の分解を轉換點とする工業に於ける資本主義化の型の把握が重要な環である封建的土地所有との關聯、及びそれに基く農民先ず第一の視點として、前述したように小林氏の問題提起の

結果一方に於ける農民窮乏化及び農村への商品貨幣經濟の侵蝕 特殊性として第一視點を先ず一般的に展開し、德川中期を境と して需要の増大、交通の發達は織物染色業を發達せしめ、 大島氏は封建時代に於ける染色業及び商品としての絹織物の 其の

> 前驅的形態であるが、生産力の増大を招來するためにはマ の形態すら取られる場合がある。 は家内工業、或いは問屋制前貸制と稱せられる資本家的經營の 産者に資金、 産業内の富裕なる生産者が自ら商人化して、 つて家内工業的形態に於て營まれるに及んだが、又或いは同一 に依る副業の増加と、他方に於ては商業資本の集積の大とに依 道具を前貸する事となる。 (前揭者二五一頁) 經營困雖なる小生 從つて一般的に =

從つてその進化が間斷なく行われ停止することを知らぬが如きれる。換言すれば需要の性質が、多く趣味嗜好に支配せられ、 複雜性乃至多樣性を有する商品であるからである。 主として商品としての 絹織物の 特殊性―複雑性に 求めて 家としての生産方法をとるに至らなかつたかは大島氏の場合、 易に進んで自ら織物業者となり、マニュ制となり完全なる資本 併しながらこの支配的な商業資本が、前貸的機能を營み、 いら

石の地は御領、旗本領及び國外諸侯の領地となつたのである。 郡に於て五千石を加増せられた。かくして桐生領石高一萬三千 用せられる。天和二年に 於ける 桐生領は 旗本諸士に 分割せら かくの如く細分割せられた桐生に於ては、織物業は大藩に於 このような一般的考察(絹織物の場合)は桐生の場合にも適 次で安永八年十二月、 出羽の酒井忠保、 勢多二

發展したと云い得る。 ける如く、國産として特別の保護奬勵を受ける事は出來なかつ 從つて民業として、 **併も封建權力の直接保護に依存しないと** (他の米澤織と異リ)商人主導の下に

護を媒介としての戀物業の展開をはかつたと云われている。 として年々絹を献上する現物税制度を通して、 租稅關係、 具體的には「御吉例 封建的被

るか。第一 地主があり、 の形態が指摘出來る。先ず第一は前代武士の殘存形態たる鄕士 た彦部五兵衞の かくして桐生の織物業形成の擔い手を大島氏は如何に規定す 視角から明確になつてはいないが、 の如き其の例である。彼等は大きな機屋を經營し(前掲者二九八頁)機業發達に貢献する所多かつ 要約すれば三つ

たものがあり、 ものがあり、佐羽家の如きはその代表である。 第二は絹仲竇買、 彼等の大部分は近江伊勢商人の土着してなつた 質屋、 酒造家等の商人にして機屋を經營し

0頁 示して居り、 まり仲間外の小生産者層が極めて多いことを天保六年の文書は 最後に此等前二者の形成する仲間組織に加入していない、 「其の員數不知計」と云つている。 (前掲者三〇 9

明確でない。 特に重要な第三形態に於いて。 **峽陷は、封建的土地所有、農民層分解と織物業形成の結合(營業** と農業の結合の具體的形態)の形態が不明であることである。 以上が第一視點から分析した結果であるが、大鳥氏の著し 從つて此の結合の分離の過程も

屈傭される賃勞働者の性格規定を通し、 次に第二視點として、 桐生の徳川中期以來の經營形態とそこ 又産業資本と商業資

**絹織業に於ける生産形態の發展と賃勞働の形成過程** 

は桐生のマニュ 本の絡み合い、 が重點となる。 - の存在の可否に對して如何に見通して居られたそして家内勞働との結合等の問題點から大島氏

戸平均二十三臺張を所有することになり、 の織屋に 1-4 の機盛が占有せられて居たことになる。 臺であり、 經營形態の前提として一應規模別構成を分析すると、 集中度の點から見ると山田郡下廣澤村に於いては六三臺張を所有することになり、弘化頃は一戸平均十 大體一

を委託せられて織賃を所得とする。 てもらうもの、③賃機屋、元機屋より機具原料を前借し、 機屋より、原料を借入れて製織し、之を元機屋に委託し賣渡し 料を入れて自家織場にて織り或いは下機屋賃機屋に委託加工せ しめ、之を仲賣商に賣渡すもの、 經營形態は三つに分類し得る。(1)元織屋 (2)下機屋(=賃機の一種)元 (=織元)獨立に 製織

に從屬せしめる。 實上の賃勞働者に過ぎぬわけであり、 であるが、直接生産者たる彼等は即ち其の獨立性を喪失した事 得る。下機屋殊に賃機屋にあつては、之は農間副業的家內工業 以上のうち第一形態は問屋的形態を具備しているものと云え 資本は明かに生産を自己

均十臺より二十臺の所有の者に使用せられていた。 奉公人が相當あつた。併も此等奉公人は弘化三年頃機屋一戸 人身賣買的人入稼業を通して、 このような經營の中に賃券働者的性格をもつ機屋奉公人が、 は例えば勞働時間につい て見ると一勞働日十六 時間 桐生領及び越後方面からの出稼 彼等の勞働 で 平 あ

たかと云うと、賃機制が絕體多數を占めていたようである。(前掲書三一一頁)其の上機屋奉公人と賃機制の何れが多かつなかつた。その上女子勞働者や幼年工も相常見受けられた。り、剩餘價値率は倍以上に及び、一年の休日として三十日しか

頁) 百) である封建的主從關係と結びつき、主人に對する忠實を要求せ である封建的主從關係と結びつき、主人に對する忠實を要求せ 色彩を多分に所有し、自由勞働者と異る所は年季的の雇傭契約 この機屋率公人は手工業の徒弟というよりは雇傭賃勞働者的

ての絹織物の特殊性に求めている。(前掲書三六七頁) 形態が見られるが、轉化が完全でない根據を主として商品として原料を生産者に貸與した。此れは又高利貸的性格も有し手形取引のみでなく、原料販賣生絲販賣をなし、時には掛賣などしているであろうか。大島氏は桐生の商業資本は製品の購入=絹形態をとつているが、此れが如何に商業資本と關連し結びつい以上の産業資本の形成に基く桐生の織物經濟構造はマニュ的以上の産業資本の形成に基く桐生の織物經濟構造はマニュ的

**廣汎なる家内勞働の役割をはたすことになるわけである。せ、又織屋自身も下機賃機に依存する事となる。従つて賃機がかくして絹織物商業資本も利潤追求上、生産過程を織屋に任** 

て前橋生絲市其の他に出場して、自家生産に必要以上の原料をわれ生産者中資力ある者は絲仲賣商或は絹買次商の手を經ずし他方桐生に於いては買次商のみでなく、生産者の商人化も行

ていた。 購入し、之を農村の小手工業者に貸付け、更に機臺をも貸付け

三一四頁) 取られているようである。勿論明確な形ではないが。(前揚書取られているようである。勿論明確な形ではないが。(前揚書報)第二視點の總合的見地から大島氏は桐生地方マニュ存在説を

な命題を具體的に把握していないことであろう。業資本の發展の程度は産業資本の程度に反比例することの重要及び轉化阻止の點に關して、絹織物の特殊性に根據を求め、商、唯問題點はマニュ形態に於ける商業資本と産業資本との關聯

て研究せられていない。生産者(=事實上の賃勞働者)の狀態の劣惡化をより掘り下げ生産者(=事實上の賃勞働者的色彩の奉公人の質的内實と賃機の

最後に西陣と桐生、桐生と足利の關連と對立を問題にするわ握しておらず並列的に究明している。家内勞働の分配と云う商人起源のマニュの對立矛盾を明確に把家的勞働の分配と云が一面に生産者起源のマニュの方向をとり

手を阻止することは不可能であつた。

一大の大が、經濟構造の進化にもとづく地方機業の發展系列の擔いして、桐生高機紋織禁止と他國織物爲登額の制限を設くるに至産増大し西陣の消費領域を侵す事となり、西陣はその對抗策と産権大し西陣と桐生、桐生と足利の關連と對立を問題にするわ最後に西陣と桐生、桐生と足利の關連と對立を問題にするわ

併しながら桐生の隆盛期に桐生に全く支配され、農間の副業

いる。(前掲書二八〇頁)として居坐機でもつて織り、桐生絹買に手渡していた足利は高いる事を意味するとされて、直接足利買次商が之を纒めて桐生へ持行くが如き形式をすて、直接足利買次の手に依つて中央市場へ販賣するようになつた。かくして足利出市紛議をもたらすやうになつたが、大島氏はこの原因を小資本の織屋が生産費騰貴と商品價格の下落に依めて受けた當然の影響であつて、其の根本に於いて封建的獨占が商業資本の增大に依つて蝕まれている事を意味するとされている。(前掲書二八〇頁)

下げは後で詳論するであろう。 大島氏は兩者の關連から對立への變化過程を單に封建的獨占 大島氏は兩者の關連から對立への變化過程を單に封建的獨立に對する商業資本の展開と第二視角と矛盾する一面的强調をしておられるが、問題の所在はむしろ桐生内部の矛盾 の み で なておられるが、問題の所在はむしろ桐生内部の矛盾 の み で なておられるが、問題の所在はむしろ桐生内部の矛盾の み で なたがは後で詳論するであろう。

資料を賜つて解明せられているが、重要な敏點は一つ一つ指摘總括的に大鳥氏の成果は桐生織物業を多面的に廣い視野から

絹織業に於ける生産形態の發展と賃勞働の形成過程

う。 建制の近代的進化の足跡を示していない信夫氏の見解をあげよる。次に第一視點の缺點を是正する方法を示したが、深く半封態様が不明確であり、體系的系統的に把握されていない點であ態はが、三つの分析視角を通じて、農業と營業の結合の具體的

## (B) 信夫清三郎氏の場合

信夫氏は先ず封建的な徳川時代、「米遺ひの經濟」を維持しまっとする幕府の意圖にもかかわらず、封建的な生産機構を否定しようとする近代的な生産機構の萌芽が現れていることをマニュの例をとつて解明しようとした。即ちマニュは一般的には機構の根幹たる工場制度を展開せしめる。従つてマニュ發展の機構の根幹たる工場制度を展開せしめる。従つてマニュ強一般的には特殊性は産業革命の特性を規定し、それを土臺とする近代的生産機構の再建立をでは、「米遺ひの經濟」を維持し國の毛織物業におけるマニュと桐生のそれを對此しようとし國の毛織物業におけるマニュと桐生のそれを對此しようとし國の毛織物業におけるマニュと桐生のそれを對此しようとし國の毛織物業におけるマニュと桐生のそれを對此しようとし國の毛織物業におけるマニュと桐生のそれを對此しようとし國の毛織物業におけるマニュと桐生のそれを對此しようとを

大島氏の見解分析の第一視點として焦點を据え置かれて、大島氏の見解分析の第一視點として焦點を据え置かれて、大島氏の見解分析の第一視點としてあげた土地所有との關係

が實施されたことである。(近代日本産業史序説五頁)ことであり、その二は桐生織物業の母胎となつた農村に金納化とである。その一は桐生織物業が農村を母胎として展開された即ち桐生織物業は二つの要因に依つて促進され展開されたこ

とするわけである。とするわけである。とするわけである。同時に特権的都市に轉化されよう年新興足利の發展に對してギルド的特権的な西陣に對比して、桐生來たことは重要である。同時に特權的な西陣に對比して、桐生來たことは重要である。同時に特權的な西陣に對比して、桐生來たことは重要である。同時に特權的な西陣に對比して、桐生來たことは重要である。同時に特權的な西陣に對比して、桐生來たことは重要である。

他方旗絹上納の金納化は二つの意味で織物業發達を促進させるに大きな役割をはたした。その一つは「諸役御免被仰付」になるに大きな役割をはたした。その一つは「諸役御免被仰付」にあるう。此等歴史的諸條件を基底にして、桐生織物業が幕末如あろう。此等歴史的諸條件を基底にして、桐生織物業が幕末如ある。信夫氏は工業に於ける發達が小商品生産、マニュファクチる。信夫氏は工業に於ける發達が小商品生産、マニュファクチる。信夫氏は工業に於ける發達が小商品生産、マニュファクチる。信夫氏は工業に於ける發達が小商品生産、マニュファクチある自た桐生織物業は天保年間小商品生産の段階にあつたとが結合した桐生織物業は天保年間小商品生産の段階にあつたとが結合した桐生織物業は天保年間小商品生産の段階にあつたとなわれている。

代日本産業史序説) 場に應じ得るための生産のマニュ化を導いていた。(前掲書近地等商業資本の移動に依る市場の擴大は、すでに擴大された市要を喚起し充足している「絹買」はやがて絹市を成立せしめ、要を喚起し充足している「絹買」なる行商的方法で地方的需

使用が行われていた。

で基く分業と協業が行われて居り、第三には農業部面に雇農の社會的分業を形成しつつあり、第二に製織工程において賃勞働され、第一に養蠶、製絲、製織の三工程がそれぞれ分化されて天保六年の文書に依れば桐生にはすでにマニュが廣汎に展開

高段階を示していたと考えられる。(前掲書一八頁) 三年移入)は生産力の増大をもたらし、撚絲工程に於ける水力 る。又技循構成の發展から見るなら高機の移入(西陣から元文 内部は上織二百人、中織二百並織百人、紋引二百人となつてい あつた。他方機屋率公人の方は寶曆の頃で總計七百人ばかり、 千五六百になつており、 た。その經營規模は天保、弘化年間には經營二百六七十に機豪 **形態が存在して居り、** 八丁車の發明は水力を利用して囘轉したから、 たにしても、 より具體的に機屋に於ける賃勞働にもとづいた分業と協業の 一般的には周邊の家內工業を外業部として利用 併も生産の基軸は織屋の作業場で行われ 一經營當りの平均機臺數は六臺ほどで マニュ技術の最 l

つると信夫氏は桐生織物業は截然と二つに分れる。一は豪農の以上の一般的展望を通して次にマニュの經濟構造の分析にう

な支配關係を必然的に「農奴」に對する領主的支配とからみ合り名主、里正たる性格をもつていた事實は、そうした問屋制的產者を問屋制的に支配した。この場合他方において「豪農」た桐生織物業が導かれた。此等の織屋が「織元」として小商品生先ず前者の場合を見ると、豪農の經營するマニュに依つて、いとなむ機屋であり、他は一般農民が營む機屋である。

後者の場合「農民の織工」卽ち一般農民が營む機業の經營はのである。

の場合獨立自營のヨーマンリーを母胎とする農村の織元(マニマニュの發展形態と對比すると次の如く規定し得る。イギリス前述の桐生のマニュの歷史的特質を英國の毛織物業に於ける

う傾向さえ生じた。あつて、そこではマニュが次第に間屋制度の中に分解するといあつて、そこではマニュが次第に間屋制度の中に分解するといに間屋制支配と密接にからみ合うことに依つて展開されたが、桐生の場合は豪農の織元(マニユ)が領主的並びコ=産業資本)が次第に都市の織元を排除することに依つて展

に産業資本に轉化するという方法に依つて行われた。 に産業資本に轉化するという方法に依つて行われた。 に産業資本に轉化するという方法に依つて行われた。 この相異の決定的要因は、英國に於ける封建的土地所有の期的崩壞と獨立自營農の破立、日本に於ける封建的土地所有の地に於ける「農民の織元の決定的優越と、商業資本の壓倒的優地しめたが、その大部分を次第に間屋制度のなかに 分 解 せしせしめたが、その大部分を次第に間屋制度のなかに 分 解 せしせしめたが、その大部分を次第に間屋制度のなかに 分 解 せしせしめたが、その大部分を次第に間屋制度のなかに 分 解 せしせしめたが、その大部分を次第に間屋制度のなかに 分 解 せしめに於ける豪農の織元の決定的優越と、商業資本の壓倒的優地という方法に依つて行われた。

て農奴制の支配をもうけるに至つたのである。

者として織元マニュのための外業部となり、資本に從屬すると

他方農奴制のもとにおける生計補充的な家内工業者とし

の意味で支配されることである。

即ち一方では事實上の賃勞働

わしめなければならなかつた。此處に於いて小商生產者は二重

術的形態に幻惑されてはならないであろう。 で解明する必要があるばかりでなく、マニュの構造自體の技 に、領主層に對しては豪農の織屋との一時的連繋をより捌り上 と、領主層に對しては豪農の裁屋との一時的連繋をより捌り上 と、領主層に對しては豪農の封建社會内部にもつ二面性と領主と をマニュ形成の關連が或る程度明かにされているが、豪農と領 とマニュ形成の關連が或る程度明かにされているが、豪農と領

絹織業に於ける生産形態の發展と賃勞働の形成過程

構造と相互に密接な關連をもつ生産段階の嚴密な規定を決定す 成果に大きな成果をもたせる意義があり、 る鍵を提供するものである。 同時に足利との對立抗爭にふれられていないのは、大鳥氏の 此の問題は今後農業

### 堀江英一氏の場合

の要のあることを力説せられている。 堀江氏は古典的マニュ論爭を集約して次の四點について深化

繫の核を深く把握することである。 並列され、他方土屋氏は農村の近代化の肯定とマニュが等置さ 展開されていた「農村問題論爭」と分離して行われていた。從 らマニュ論爭はややもすればそれ自體に止まり、他方に於いて維新の性格を決定するすぐれて政治的なものである。併しなが えていた。以上の二點は單に經濟的基礎過程のみでなく、 **發展段階を前者は嚴マニュと規定し後者は問屋制工業として考** 要と必要について論據を問題にせられており、これから幕末の れるという矛盾が行われていた。重要なことは兩者の基本的連 つて服部氏の如きは農村近代化の否定と嚴マニュ時代の肯定が 卽ち服部、土屋氏は先ずマニュ成立のための外國市場の不必 明治

ら追求されると同様に、 市場構造の問題に外ならない。前者が資本的、技術的二側面か り下げようとした。その一は生産構造の問題であり、その二は 以上の問題點に立つて堀江氏は二つの分析視角から問題を掘 後者は都市市場と農村市場という二面

分化した。 おり、足利の場合は文化年間には生絲や綿絲の生産は機業から られた。具體的に桐生の場合天保年間兩者の分離は明確化して は近世中期に至るまで强く結合されていたが中期以後は分化せ における社會的分化を促した。地方機業の場合生絲生産と機業 に起るに至つた。同時に衣料自給生産の解體をうながし、 場の展開は、地方機業の發生を促し、農村副業的絹織業が各所 泉とする農村購買力を中心とする農村市場である。この農村市 ら來るものであり、他の面は農奴階級における社會的分化を源 の質租米の追加分と新地主の現物地代卽ち主として都市 二つの面があることは旣述の通りである。その一面は武士階級 形成の條件としての市場構造を問題にすると、 生ず後者から卽ち堀江氏のいう分散マニ (近代産業史研究二三頁) ュ(問屋制家內工業) 此の市場範圍は 市場か 絹業

利に集中した。 絲生産は大間々、旣橋、前橋、西上洲に集中し、機業は桐生足 此の社會的分化は地域的分化にまで達じ特に兩毛地方では生

つて、 示すものに外ならないのである。いわば此等發展過程の中にあ う時間系列をもつており、此の事は他方農村市場の擴大發展を 丹後→桐生→長濱→岐阜→足利→伊勢崎→八王子→秩父、 いるかが次の問題となる。卽ち近世絹織物業の展開列は西陣→ 以上の市場が如何なる形で展開し、 西陣と地方機業の對立が種々な形をとつて表れるが、 どのような制約を有して <u>ځ</u> ۱۷

機機業が農村市場により多く基礎をおいていることに外ならな **交織物及び綿織物を基調として進出し、桐生と足利との對立が** 丁度西陣と桐生の對立のような形をとつて表れた。 此れは足 に典型的に見られる西陣化=特權化の中にあつて、足利は絹綿 て西陣機業の方向に=都市市場の方向に逆行して行つた。桐生 市場は地方機業に充分な市場を提共することが出來ず、

來ない結果、社會的地域的分化は制約せられ、農奴階級は副業經濟から排除され、米作をして商品生産に專業化することは出 的商品生産におもむく程窮乏化したのである。 併も此の農村市場は著しい制約をもつているのは農奴が商品

カテゴリー であるであろう。先ず先染絹織業としての桐生の生産構造は三 營業者の事實上の賃勞働化という特異な階級分化が明確になる として「事實上の賃勞働者」を隷屬せしめる事實上の生産者と 小營業の獨立の機屋と事實上の賃勞働者(下機と賃機)である。 つのカテゴリの機屋が存在していた。卽ちマニユの生産形態と が、その一側面である資本的側面から究明しよう。そこでは小 してすらあらわれる所にある。 そして機元又は元機屋は一方では内機に於いてはそれぞれの 次に分析視角の第一の問題を形成する生産構造の問題である の生産者としてあらわれ、他方出機に於いては間屋

屋制家内工業のもとに於ける分業と協業とに關する四つの形 併も他面分散マニュ形成における技術的側面については、

絹織業に於ける生産形態の發展と賃勞働の形成過程

元等あるが織元は部分工業專業者を隷屬せしめることに依つてにそれぞれの部分工程專業者に出し、全く作業場をもたない織 工程をその專業者に賃仕事に出す織元、第四にすでに生産工程 る。 分化された生産工程の經濟的技術的統一者になつているのであ 又はそのほかの二三の工程を行い他は賃仕事に出す織元、 は自己の作業場で製織工程又はそのほかの二三の工程を行うと 切を自家作業場で行う織元、第二は自己の作業場で製織工程 第一の形態は堅染紡績、 (前揭書四五頁) 賃機まれには下機をして製織せしめ、さらに他の部分 染色、 製織という生産行程 第三

る所か小作人として上也ニニーは、ニニーは農民は追放され現物地代として徴收し、從つて土地を喪失した農民は追放されり武士階級の貢租米が喰い殘した必要生産物の一部を新地主がり武士階級の貢租米が喰い殘した必要生産物の一部を新地主が 働者に根據をもつものである。 た小作人は必然的に生計補充的農村副業としての事實上の賃贷 る所か小作人として土地により强く結びつけられ、この窮乏し な賃勞働の創出過程を停滯させ、 このような分散マニュ 滯させ、事實上の賃勞働者を廣汎に普の形成の基礎は云うまでもなく、自由

成の基底究明について。特に市場形成の觀點から生産構造把握 供するものであつた。とりわけ二つの分析視角と分散マニュ形 を試みた點は高く評價せられなければならない。併し、 此等の見解は旣成古典的マニュ論爭に對して新しい見地を提

四七

(六三三)

等を資本がどのようにとらえるかが問題となろう。 生産行程を自家作業場であつかうか否かに四つの形態の差異が 要でないものとの區別と關連が明確でない。他方技術的側面は 三つのカテゴ 造の二つの側面が機械的に分離された上に資本の側面に於いて おかれているが、分業と協業の關係をより具體的に把握し、 リー が並列的にあつかわれ問題の主要なものと主

都市的性格の問題が深化される必要があると云えよう。 の點についての信夫氏の桐生の規定農村的性格に對する西陣の るが單に桐生と西陣を等置し得ないものがありはしないか、 次に足利との對立をめぐつて桐生の特權化=西陣化として ے

だが堀江氏の見解は後の再論についてより多面的視角から吟 **愛展させ得る必要がある。** 

## 藤田五郎氏の批判的見地

である。 桐生の問題が主たる對象になつている)が展開されているから 點があり、 此處で藤田氏の見解を取り上げるのは、 はいない所論の中に今後桐生分析の場合重要な指示を受ける その上信夫、 掘江氏に對する批判的見解 桐生を直接對象とし (此の場合

初問題點を第一にマニュの生産形態に向けられ、生産形態を技ニュを近代産業生成の研究對象にせられ、究明されているが最 術行程と經濟行程の統一として把握している。 藤田氏は先ず「日本近代産業の生成」に於いて東北の製絲マ そして具體的に

> 子家内勞働力であり、 者と賃勞働者の存在様式の相異であり、それは基礎には舊社會 れたものであり、一方に於ける事實上の賃勞働者は農家の婦女 その實態はオヤ 有しているが、 揚返工場の實例から、其處に於ける技術行程はマニュ的特徴を に於ける農民層の存在形態の構造的差異に依るものである。 る。從つて西歐のマニュと東北のマニュとの決定的相異は經營 經濟關係としては家計補充的賃勞働者であり、 カタ、 他方 揚返場經營者 はもとの 絲問屋であ コカタの關係が近世社會關係的に變容さ

所はないが、經濟行程に關しては後者と著しく異る もの で る。卽ち兩者の統一的把握を主張しておられるのは高い意義を 綿のマニュは技術行程に關しては西歐のマニュと本質的に異る もつと云えるだろう。 要約するなら揚返場のみならず上州高崎のマニュ及び秋田木 あ

ば、日本の農民工業は二つの系統をもち、一は豪農中心に展開さ か又どのような生活構造を展開しているかと設問し、 れるものであり、 して行く 方向をもつて いることを 明かにする。換言 するなら 前期資本家的なものでないかと云い、 第二に日本の農民側の農村工業をはじめたのは如何なる階級 他は商業資本家的な問屋中心のものである。 此れは問屋制度へ解消のかと設問し、新地主的

生産を支配している典型が見られるが、 た商業資本と大きな商業資本は相對的に對立するが後者を突き 併しながら 下部構造には 前代的共同體的な 關係が 深く連駿 マニュ形態が商業資本家に依つて展開され、大商業資本が 「オヤカタ」の變化し

故に領主的問屋制支配の中に分解して行かねばならなかつたか 西歐的意味における農村工業的であつたとするなら、それが何 という理由 つた故西歐的意味に於ける都市工業ではないかと指摘し、若し は桐生織物業を西歐的農村工業として把握するのが正しいこと 織物業をめぐつて批判的である。信夫氏に對しての批判の第一 このような前提に立つて藤田氏は信夫氏と堀江氏に對して桐生 破つて發展し得ない所に日本的な特殊性が存在するわけである か、むしろ本質的には、即ち豪農の織元=名主、里正であ が明かにされねばならぬと云われている。

たかの問題が残るわけである。 ニュとの關連及び信夫氏への疑問のように何故問屋制に解消し かつたかと云い、若し西歐農村工業的マニュとするなら分散マ 從つてこのマニュの 生産形態の本質と 競展を見極 めねば かつた、例外的な存在に過ぎなかつたマニュの關連はどうか、 他方堀江氏に對しては、先ず分散マニュに對して支配的でな 藤田氏はこの例外的存在としてのマニュは豪農マニュでな なら

の面に關しては事實上の賃勞働者への形成を統一した形態をと に關しては商業資本の産業資本への形式的轉化であり、勞働力 幕末維新期の豪農問屋マニュ段階を創出したもので資本的側面 小工業の段階恐らくは豪農問屋的「初期マニュ段階」を經て、 ると云う統一的關係にあり、 日本の場合は一方に於ける農業の封建的關係と問屋制家內工 マニュと結びつき、 他方後者が農業の近代的萌芽を形成す 此等を基底にして生産段階的には

つてい

に新しい分野を開拓したと云つても過言でない。同時に後述の 「封建社會の展開過程」に至る迄一貫した主張の導きの糸であ プさせ、この形態を實證的に探究された點は今迄の抽象論議 藤田氏の既成分散マニュ論に對して豪農マニュをクロ 勿論段階規定は後著で是正はしたが。 ーズア

とらえた結果、領主との連繫という信夫的見解と同一になり、 併し豪農を問屋制への解消という「後ろむき」 の側面での

手に眼を奪れたため、豪農マニュに於ける賃勞働者の形成と兩 塚史學流の商業資本の産業資本への形式的轉化が中心となる。 つて豪農のもつ他面の前進的役割が消滅してしまう。しかも彼とは反對に西歐的都市的工業でないかと主張する。 最後に藤田氏の最大の敏陷は豪農マニュと農民的工業の擔い 同時に商業資本と産業資本の發展の反比例の法則を無視し大

品生産の歴史的社會的性格=發展の方向を明確化された。 萌芽たる小商品生産の成立の把握をし、 純商品生産の廣汎な展開を通して、 併しながら藤田氏は續く「近世封建社會の構造」に於いて前 徳川幕藩體制下の近代的進化の問題を取り上げ、 ブルジョワ的生産の明瞭な 以上を基礎にして小商 單

者の分解の形態が明かにされていないことである。

過程にあつて、作子 般的小商品生産者たらしめ、そして中世的作子の新本百姓化 先ず近代化の動力は中世的名主=初期本百姓をして最初に から分出した近世的下人勞働を初期本百姓 0)

絹織業に於ける生産形態の發展と賃勞働の形成過程

四九 (大三五)

保護の兩面をもつ特權的獨立自營農民であつた。れに對して無税や作子への負擔轉化という形で領主層と妥協、農として幕藩體制に依つて强制的に生み落すと同時に、他方こが使用したわけである。かように初期本百姓を一個の獨立自營

**營地四町六段前後、下人雇傭明かになつている。同時に酒造業** 試みた。 造業も經營しているため、 織職人を給金を出して召し抱え、 る。又高百石の本百姓、大略九町前後の大土地經營者であり自 滕家型で、 も經營していたため、近在周邊も明かになつている、同時に酒 として相當大がかりな市場に結びついていたことが明かであ 此等を根柢にして藤田氏は小商品生産者の四つの形態を指摘 た記錄も見せている。 第一は特權的佐賴型「小商品生産者」であり、 その他天明、 この佐藤家は寬政十二年絹織物機臺七梃を建て、 寛政頃、絹絲、眞綿問屋として又米問屋 近在周邊の農家より米を買い集めて いわゆる絹織マニュの設立を 第二は佐

り込み幕末においては進んで村名主となつた。政十二年「機織マニュ」を計畫した源太衞時代領主の世界に滑較的進步的生産力的「商品生産者」ではなかつたか、そして寛較的進步的生産力的「商品生産者」ではなかつたか、そして寛

**郑三、小千谷型「小商品生産」** 

經營者としての本百姓を含みつつ構成されていた。全形態のうちに「小商品生産」又は單純なる「獨立」農民的小この小干谷村の縮織物の生産構造は「豪農」を頂點とするその

小谷村の百姓はその耕 地を隣領の現板領十五ヵ村三百五十人の農民に小作させていたことは、彼等が事實上農業經營を離れて專ら縮織生産に從事していたのでないかと想像され、他方的進步的マニュ本來の産業資本への道に向わないで、まさにそ的進步的マニュ本來の産業資本への道に向わないで、まさにその過程において「上昇轉化」し、この形において近代的進化をとげるということは、そういう形で農工分離が行われたことは「後等は本百姓であり、所定の貢租の擔當責任者である。そのため前述の方法がとられ、そういう形で農工分離が行われたこととげるということは、この小千谷村においてもその後の幕末織の農民に小作させていたことは、彼等が事實上農業經營を離り工業形態における問屋制工業(豪農マニュ)がこれを明かにある。そのたり進行を表示して見れる。

つている。
會に對する革命的な進步性はいつの間にかすりかえられてしま第四舊作子型「小商品生產者」は數が少い上にやはり封建社

かくて最後に豪農マニュの歴史的地位は如何に規定し得るの生産段階は小營業段階に對して豪農マニュ段階と規定し得るいの生産段階は小營業段階に對して豪農マニュ段階と規定し得るの生産段階は小營業段階に對して豪農マニュ段階と規定し得るでの生産段階は小營業段階に對して豪農マニュ段階と規定し得るでの生産段階は小營業段階に對して豪農マニュ段階と規定し得るである。

に落入つてはいないか。皆上昇發展にぬりつぶし、豪農のまさに過大評價主觀的=評價に强く押し出している。此處に於いてはすべての小商品生産をながら、本質的にはやはり「後むき」の上昇轉化的發展を前面前著に對して藤田氏は豪農を一面「前むき」に把握されてい

の實態こそがより重要な鍵をなすものである。問題は上昇轉化的豪農と、小商品生産者層のより廣汎な分解

稿の課題である。
「封建社會の展開過程」に於いて藤田氏が豪農マニュ段階説を放棄しながらなお豪農に執着せざるを得なかつた根源は何處中的模索の結果、封建社會内部の基本的矛盾の經濟的基盤を客中的模索の結果、封建社會内部の基本的矛盾の經濟的基盤を客ける形態との相異を通してマニュ論爭の基本的方向の把握は何處の課題である。

## (四) 堀江氏の再論の吟味

ュ問題」に於いて次の點を解明した。 堀江氏は「封建社會に於ける資本の存在形態」「日本のマニ

人に對應する問屋對資本家的家內勞働を置いたもので、この論れる資本家的家內勞働多い結果生れたもので、寄生地主對小作開され、その後生成した「分散マニュ」は商人=問屋に支配さ開され、その後生成した「分散マニュ」は商人=問屋に支配さ第一、古典的マニュ論爭は三つの論點をもつている。卽ち經

組織業に於ける生産形態の發展と賃勞働の形成過程

を擴大して、この方向が初期マニュに生長するものである。られることを明かにした。第一は小營業者が漸次自己の作業場義の發展段階を精密に考察し、小營業段階には二つの分化が見據は再考察する必要性がある。その結果第二に堀江氏は資本主

が、對立的闘爭的な性質のものである。 資本主義的分化は多くの場合、富裕な農民が一方で作業場をも 資本主義的分化は多くの場合、富裕な農民が一方で作業場をも のようには窮乏した小營業農民は商業資本に從屬するに至るコ

以上を具體的に絹織業について分析するなら、享保以降におりとを具體的に絹織業について分析するなら、享保以降においたが、日本の場合寄層が資本家的借地人と農業勞働者に分解したが、日本の場合寄層が資本家的借地人と農業勞働者に分解したが、日本の場合する。一つは農民經濟の商品經濟化であり、地域的、社會的分業の賃勞働者が形成展開されたものである。

て原絲代金を返濟する下機があつた。 以上を前提として桐生に於ける小營業の階級分化を明かにすると次のようになる。即ち十臺前後十人以上の職工を雇傭するた。他方資本家的家內勞働は相當普及していたことが云える。 れを準備業者に委託加工させ自ら織り上げて、その織物でもつれを準備業者に委託加工させ自ら織り上げて、その織物でもつれを準備業者に委託加工させ自ら織り上げて、その織物でもつれを準備業者に委託加工させ自ら織り上げて、その織物でもつれを準備業者に委託加工させ自ら織り上げて、その織物でもつて原絲代金を返済する下機があつた。

屋の獨立性を示す證據は市場取引に現れている。―六一七名、翌九年の機臺敷が千五六百機あつた。此の百姓機ていたわけである。天保八年織屋仲間に所屬するものが六一六以上の二つの分化形態の外獨立營業の廣汎な殘存が看過され

して、賃機數はそれぞれ八七%、七五%、七八%を占めていた。

マニュ時代」が機械制産業時代への推轉は多くの産業部門下

か

かくて結論的に云えば明治二十年代に成立する絹織業の「嚴

たことがわかるわけである。その前提として我國が嚴マニュにぼ明治二十年を境にして新しい時代「嚴マニュ時代」に這入つ價格が輸入價格を凌駕した時であり、これに依つて絹織業がほであろうか、官廳統計に依れば明治二十年―二十四年には輸出さて、嚴マニュ段階に於いて絹織業は如何なる變轉を辿つた

井、石川は一時に開花する。明治二十年になつても資本家的マニュの發展は微弱であり、福明治二十年になつても資本家的マニュの發展は微弱であり、福わけであり、他の一つは我國においても機業地に依つては生産治人つた時はすでに先進國は機械制大産業時代に這入つていた

し、戸敷で一%、機臺敷で一○%、織工敷で一○%であるに對三十二月創立)と縮緬機業會社(明治十五年四月創立)である。かくて明治二十八年に下機、賃機は三、一八戸に達し、を始めたが、これは農村の階級分化及び大衆織物生産と關連がを始めたが、これは農村の階級分化及び大衆織物生産と關連がを始めたが、これは農村の階級分化及び大衆織物生産と關連がある。かくて明治二十八年に下機、賃機は三、一八戸に達し、他方では洋大八年には賃機だけでも二萬戸に及んだ。工場は全體に對三十七八年には賃機だけでも二萬戸に及んだ。工場は全體に對き上、戶敷で一%、機臺敷で一○%、織工敷で一○%であるに對三十七八年には賃本家的家內勞働が躍進し、他方では洋は資本家的マニュ及び資本家的家內勞働が躍進し、他方では洋は資本家的マニュは成党社(明治十三、大田)のであるに對

抑壓してしまう必然性が此處にあると云われる。の資本主義を、從つてブルジョワジーに依るブルジョワ革命を我が國では上からの資本主義が、從つて絕體主義が、下から

割をはたし、絶體主義形成の基礎になるものである。 とのような形でギルド的特權を打破した限りに於いて下からのそのような形でギルド的特權を打破した限りに於いて下からのである。他方小營業農民に支持された豪農=買繼商は、至るのである。他方小營業農民に支持された豪農=買繼商は、正重段階滑り込みを主張するにが投票を正規に受けされた家農=買繼商は、原工氏資本主義の經過が表現の結論から導き出されるものは、第一に資本主義の經過が表現の結論がら導き出されるものに、第一に資本主義の經過が表現によるものである。

をもつものである。 いて豪農の初期マニュ化と百姓機屋の賃機化といふ特異の形態いて豪農の初期マニュ化と百姓機屋の賃機化といふ特異の形態つて我國の場合、小營業の二分化は農民層の分解との關連に於比重とその政治役割のみ見てその分解を究明されなかつた。從此重とその政治役割のみ見てその分解を究明されなかつた。從

姓機屋の一面的把握が問題の根源であろう。 總結的に云えば藤田氏の豪農マニュの過大評價に對して、百

# 第二章 桐生に於ける生産形態の發展

**展開にうながされた結果であろう。** の分析の通り、初期本百姓と新本百姓の成立に依る地方市場のの分析の通り、初期本百姓と新本百姓の成立に依る地方市場の相生に於いては天正年間市場が開設されたが、これは藤田氏

絹織業に於ける生産形態の發展と賃勞働の形成過程かくて正保三年絹物納が代永卽金納に代つた事は、德川幕藩

れば二千四百拾臺の機臺があつたことになる。の數量は卽ち桐生領五十四ヵ村の機臺數に外ならない。換言す四百拾疋、類別すれば中絹二千疋下絹四百拾疋である。この數量は劇が確立し、單純商品生産が開始されたことを示すものであ體制が確立し、單純商品生産が開始されたことを示すものであ

他方この常時を裏附ける資料として桐生領村別絹永、桑永百分比表を分析すると、織物の産出割合と桑の樹敷高との割合を と談するとバランスがとれていない。この事實は機織物の原料 に織物も漸く商品化したことが知られるのである。即ち市場構 に織物も漸く商品化したことが知られるのである。即ち市場構 に織物も漸く商品化したことが知られるのである。即ち市場構 に織物も漸く商品化したことが知られるのである。 であることを明確ならしめるものである。 (註桐生領村別絹永、桑永百 五頁)

は桐生及その近在の人々であつた。 
の大部分も來るばかりでなく、又絹買(生産者)の六、七割鍋買は多く此處に集り、爲登師(買送人買次問)のみならず國網山との)、上州地方絲絹の集散地となつた。そして桐生地方の鍋山との)、上州地方絲絹の集散地となつた。そして桐生地方の原と間々絹市が繁昌し(原因は生絲の産出地、交通の=足尾

と謀つて、衆望を擔い他の村々との交渉を遂げ一切の準備工作策が元祿十五年、桐生の絹買新居藤右衞門が買次商玉上甚兵衞これに對して桐生絹市立替(市日改正)に依る桐生絹市振興

五三 (六三九)

的役割を明確に物語るものである。

い、村々の絹買をも統一したことは當時の小商品生産者の前進者のみでなく、玉上氏と同じ肝煎役をつとめた社會的系譜を有臣で、當時桐生新町六丁目に住し絹買次と酒造を業とした有力臣で、當時桐生新町六丁目に住し絹買次と酒造を業とした有力臣で、當時桐生新町六丁目に住し絹買次と酒造を業とした有力臣で、當時桐生新町六丁目に住し絹買次と酒造を業とした有力をして事保十六年桐生絹市立替のことを終つたのである。この

の家臣と云われる。

の家臣と云われる。

の家臣と云われる。

の家臣と云われる。

の家臣と云われる。

の家臣と云われる。

の家臣と云われる。

色の紅染法である。その中心は整理に屬する布帳法で第二は染明は四陣染織技術の移來を生じ桐生織物をして著しい躍進を生開は四陣染織技術の移來を生じ桐生織物をして著しい躍進を生

**江戸京都にまで及んだ。** 機が導入され桐生織物の急激な發展を促し、その製品紗綾機はの新井治兵衞に依つて前者は彌兵衞を後者は吉兵衞を介して高他方新機織法は下菱村の名主周藤平歳の盡力に依り、又絹買

を用い、辛うじて絲の撚合をしていたのであるが、この缺點を天明段階に至ると原料絲の撚方は京都西陣式を模造した紡車

のである。した。こたが八丁車と云われ撚絲行程に一新紀元を作り出したした。こたが八丁車と云われ撚絲行程に一新紀元を作り出した是正して岩瀬吉兵衞が水力を利用して完全なる撚絲機械を案出

ものがある。
とは疑いない。然るに天保頃には分化の複雑なことは驚くべきの分化は未だ起らないが商品經濟は相當に發達深化していたこ割して分析するのが正しいようである。先ず第一期は生産工程割して分析するのが正しいようである。先ず第一期は生産工程いたであろうか。併しながらこの分化は大體享保と天保期に分いたである。

下機屋は起らなかつたと云えよう。 大部分の經營形態は生産行程が分化しているが、稀には竪染 大部分の經營形態は生産行程が分化しているが、稀には竪染 大部分の經營形態は生産行程が分化しているが、稀には竪染

後者に屬していた。 そしてこの仲間も公認、非公認の二種類あり桐生の仲間は大體技術の發達過程と、經濟機構の變化とに一致する傾向がある。 序と符號するや否やは今後の問題だが、大體桐生に於ける染織 同時に桐生に於ける各業仲間の成立が、實際各分業の發生順

から分離していない小農民的營業の擴大發展は一方小數の資本形態は如何なるものがあつたであろうか。一般的にはまだ農業問題の所在は前述の技術構成に對應した機業分化に對して、

ので、 態は五つの形態をもつが主として桐生の場合、賃機は商人が機小營業者の大部分は買占資本に從屬するに至る。その從屬の形 業を營んだが、他方全地方全國市場の擴大につれて窮乏化した 擴大しつつ 家族勞働を 中心 としつつ、 田清助を中心として何人かの主として豪農層の初期マニュ形態 落しており、これ等は買占資本支配下の卽ち事實上の産業資本 分解=日本の場合寄生地主對小作人に照應して下機や賃機に轉 の根據とせられているが、この百姓機屋も天保以來の農民層の る小營業者もこの例外でない。堀江氏はこの外獨立の小營業者 働かせる形態をとつている。勿論下機という原料のみ配附され 臺と原料を等級に直接配附し、 が分出しつつあることは明確であり、この者は自己の作業場を 家を分出 と事實上の賃金勞働者の關係が形成せられていることを示すも スターリ =百姓機屋の廣汎な残存を指摘することに依つて小營業段階說 (=後章でより深化した形で展開) を雇用する資本家的單純協 小營業段階の明確な根源をなすものに外ならない。 の分出が見られると云われるが、 他方では多數の賃勞働或いはそれ以下の獨立の 小營業者を自宅で商人のために 十五人以下の 賃勞働者 桐生の場合前述の吉

の前渡しを受けて注文に應じ、製品を調達しこれを問屋先に送次人であり江戸京都等大都市の問屋から絲代金と稱する商資本り、大體その絹買に二種あつたことが知られている。一つは買て見ると、文書に主として現れたのが貞享、元禄の頃からであ問題をより具體化するために桐生の買占資本をより捌り下げ

りその間口錢を收めるものである。

本家に轉化するに及んで明確な形をとるに至つた。が來て特權者と緣戚になつたものである。これ等の者も生產資大部分前代武士の子孫である所の鄕士であるが、江州伊勢商人して、その間一定の利潤を收得したものである。これ等絹買は他方國賣商人がおり、生產者から買集めた製品を地方に行商

した。その大略は「佐羽家家定」にある。 垣家と縁戚關係を結ぶことに依つて大商業資本として發展一、佐羽型―近江商人の出身で、寶永の頃桐生に來り鄕士稻併しながらこれ等絹買も二つの形態に分けられるであろう。

主→十組問屋→佐羽型商業資本に對して百姓機屋や賃機下機賃賃上の産業資本の別面が中心となつて來る。堀江氏の分析した江期マニュ(形態)の前進的前むきの方向は百姓機屋の分解と共期でニュ(形態)の前進的前むきの方向は百姓機屋の分解と共期でニュ(形態)の前進的前むきの方向は百姓機屋の分解と共原上の産業資本の役割をはたしながら、後者は前者の佐羽型商實上の産業資本の役割をはたしながら、後者は前者の佐羽型商

織業に於ける生産形態の發展と賃勞働の形成過程

五五 (六四一)

に豪農の過大評價もあやまりであろう。 大きな歴史的意義を見落してはならないと共に、 働者等が豪農の二面的性格の一面の前むきの性格を活用した 藤田氏のよう

なかつた根源が伏在しているのである。 形をとつた所に下からの眞の民主主義的エネルギー 力が絕體主義の物質的基礎をなす豪農と商業資本の結合という るように外國勢力と幕府の結合に對しての民族的抵抗の中心勢 植民地化の危機過程に井上氏の「明治、維新」第四章に指摘す 型商業資本と連繫してしまうという事實であり、 分解と共に豪農に大きく利用され、 しより重要なことはこの下からのエネルギ 豪農の後むきの側面が佐羽 ーも百姓機屋 これ等が幕末 が發揮され

であるが、それと同時に洋式染色術が傳來した。 的なものはジャカード機(紋織機)バッタン 場合は米國及歐洲から直輸入したるものも少くない。そ式機織法が導入された。その大部分は西陣に入つたが、 治に入ると明治絕體主義政府の保護、 **奬勵方針に依つて洋** (飛梭機) その代表 桐生の の導入

年經濟界の變動に伴つて桐生内地織物の打撃的影響に依る。 三年の間に異常の發達を遂げたが、これは幕末から輸出織物を これと呼應して明治十六年から同十八・十九年に至る僅々二 明治の初頭以來引續き發達を圖つたことと、 明治十五

明治十三年十二月設立認可の上久方村の成愛社、 設立されて機械制工場工業の先行形態をなした。即ちその一は 以上の二つの條件の下に純然たるマニュと思われる二會社が その二は明治

> 策をとり、輸出に適する白縮緬と内國用絹綿交織縮緬をなし前縮緬から羽二重觀光縮緬を生産した。併し明治十七年五月更正 經營の轉換を示したものであると共に後者は主として輸出向の 十五年四月開業式を擧げた山田村の縮緬機業會社である。 前者は機業の事業合資共同經營のマニュであつて、 桐生機業

を設立したのは明治二十年十一月創立の日本織物株式會社であ を有し職場に於いて多數の勞働者が分業に依つて織物を生産す 二百餘臺、 者は會社で製織し、他は絲貸出機に依つた。この敷十九戸機敷 る形態が行われ桐生に於いて最も早くこの經營法を採用し工場 然るに明治二十年を境にして洋式機業經營法が、 その職工五百名と云われている。 卽ち原動力

となり、 四十一年以後急激に増加するに至つた。 て半機械的組織(補助工程に洋式機械を用いて力織機を用 生織物學校であつて明治四十年頃には桐生織物株式會社を除 買次が中樞である。その後桐生に於いて力織機を入れたのは桐 の飯塚工場他は全部手工的組織に依るものであつた。併し明治 日本織物株式會社は東京、 近代大産業への先端を切つたものである。 創立されたものであつてその中心は縮緬機業のように 桐生、足利の有志二十一名發起者

製作技術の機械化に進んでいるのであつた。 田式、重田式、高柳式、大橋式を製作し盛んにこれを使用し、 だが他方後進地方である福井、金澤、 米澤等では津田式、 豐

かに現象的には桐生織物の生産形態は明治四十年頃まで

業者は複雑化 された 形の工場主であると いうことに 外ならな商人に對して殆んど隷屬的地位にあつたことである。卽ち買占たことと、當時の織物業者の大部分が原料商、買繼商等の買占 描き出し、 形態の賃勞働の形成と資本制家內勞働の根本的特徴をより明確 體的剩餘價値の産出の有力な根源である。後章に於いてマニュ 洋式機械を採用するも織物工程全部を機械化するに至らなかつ本主義化は前述のように極めて遲く、明治四十年代補助工程にの一環として工場工業段階に入つているが、下からの工業の資る。日本資本主義の全機構的觀點からは上からの殖産興業政策 化するであろう。 これ等の結合にあつては直接的生産者の地位を劣悪化し絶 堀江氏の見解の是正點である。 併も後者に壓服せられつつ進行するかがより重要な點 的形態であつて、 この發展が絕體主義の上からの資本主義化と如何に 唯此處に於いては工業諸形態の繼起的發展を 場工業形態と稱し難き も 0) で

### 第三章 賃勞働の形成と展開

年々出稼奉公(=賃勞働の胚種形態)が増大し、 であろうか。 女と云われ、 れて來たのが機緣と云われている。これは小商品生產の發展に 桐生地方の賃勞働の形成の萠芽はどのような形で現れて來た 紗綾織法の移入後三年後であつた。その後館林地方より 館林地方が農民層の分解を促進する大水害が起る **覧保二年館林在川俣から紗綾女工として二三人連** これ等は川俣

絹織業に於け る生産形態の發展と賃勞働の形成過程

この出稼女工も増大するに至つ

來し反對されるようになつた。 たが、 部分は奉公人に口入業者の經營する奉公人宿を通して供給され他方出稼型賃券働の供給形態及雇傭狀態は、先ず出稼者の大 これ等の仲介業者は奉公人數の增大に從つて、橫暴を招 た。

った。 れている。寶曆の奉公人數七〇〇人、奉公人宿七軒であつた。 確定されていたために、この日は非常な混雑を來たしたと云わ 心であつたが次第に桐生近在又は越後方面に擴大するようにな 前述のようにこれ等出稼女子勞働者の出身は最初館林領が中 契約期間は大體一ヵ年であり、 たしかにこれ等供給形態は、 出替(交替日)は十二月七日が 常時の農村の農民層分解の

方の寛政年間の諸職人日雇の賃錢は如何であるかと云うと次の 態様のより深化された解明が必要であろう。 ようである。 次に勞働條件はどのような狀態であつたろう か。 先ず桐生地

諸職人手間代 金一分に附八日

<del>\_</del>

日雇稼之者 は錢六二文宛、 但夏秋一日賃の錢錢一二四文ずつ間

女日雇夏秋一〇〇文宛

但一分付九日定

₹

越後者賃

請取仕事飯料代七二文宛

的に示すと、 機屋の賃金給金は以上のものを基底にして展開されるが統計

五七 (六四三)

紋	並	r[a	上	種
引	織	織	織	别
一兩一分或いは	二二 兩兩 二二	は二兩二分或い	金四兩乃至五兩	一人一ケ年給金
金一兩	金二兩	金三兩	金四兩二分	一人平均
三00人	- 00人	1004	分二〇〇人	總人員
百五六十反	二百三十反	二百五六反	人二百二三十反	標準一年織高

桐生地方史上(P一 四四)

高の格差に對應してより特徴的である。 これによつて分析すると賃金格差が著しくそれが標準一年織

終つている。 いる。 間にも及び、 同時に休日は年中行事に基き、月に配當し洗濯日を別に設けて **义文政十三年の織屋仲間改定に依ると勞働時間は大體十六時** 併も多忙の時には休日は休止、短縮、 午前六時から午後十時の長時間勞働に從事した。 延期という結果に

行された。 明年間には公認の請宿以外の内證の小宿の口入仲入の禁止が施のみでなく、契約期間中の敏落或いは給金踏倒しに對して又天出稼女子賃勞働者の擴大増加にともない、奉公人取締を引く

農奴制に緊繫しようとするものである。 譲步すると同時に他面幕藩體制に對する基本的矛盾である貧農 とその轉化形態である出稼的賃勞働を再び封建的反動に於ける これ等は一面封建體制內に於ける資本主義的近代化に對して

> 詳述した點でその代表例である成愛社(明治十三年十二月設立) 者として知られていた。 を有し明治年代に入るとキリスト教徒として又福澤踰吉の崇拜 **調舊家(幕藩體制内で)であり、機業を副業とした豪農の系譜** は青木熊太郎、保藏に依つて開始されたが、兩者は名主級の所 桐生にもその典型的形態を生み出しつつあつたことは、 明治十年代を轉囘點として成熟しつつあつたマニュ的發展は 前章に

と業務の勤惰を日々點數に課し、業務滿點百點と定めた。卽ち析すると先ず賃金支拂形態の前提として、工男女の品行の正否 打點制度の基礎を確立したわけである。 と業務の動惰を日々點敷に課し、業務滿點百點と定めた。 成愛社内の工男女取扱規則を基礎にして、 賃勞働の内容を分

次に賃金の現實的支拂には階級を次のような形でとつている。 つて區別したことは特徴的な事實である。 他方工男女賞與法を決定し、 一等から五等迄とし、年齢によ

之部

### 一、甲科竪方

一八十點以 一六十點以上 十二十點以上 一等工男

三等工男

等外工男

點數及び等級共甲科に同じ尤も乙科の一等は甲科の末

#### 女 之 部

一八十點以上 三等工工 女

一六十點以下 等外工女

### 乙科綜場手傳繰場

#### 管総小遣い

に位することである。 **勘數及等級共甲科に同じ尤も乙科の一等は甲科の末等** 

又この賃金以外支拂はれる封建的な遺物の四委施、 級に傚い施行された。 小遺等は甲

社となり、前記青木氏と同じ系譜岩崎民三郎(徳川時代土着し、 然たるマニュの態様を示した。併も三轉して、桐生縮緬合資會 **酸したが、後桐生縮緬會社と名を變え技術形態、生産機構等純** 機業會社であり、買占的商業が産業資本をかねる典型として出 働教育等行うと共に、工男女の罰則を作つて嚴重に施行した。 成愛社と共に桐生に作られた他のマニュ形態の會社は、縮緬 等の總括として每月點檢調査、褒賞授與式、講義による勞

が 此處に於ける賃勞働も 成愛社と同じ 様な形態 をとつて いる 唯兩者に共通する點は近代賃勞働の形態をとりながらも、賃 前者のように系統的な支配が確立されたと云い難い。

絹織業に於ける生産形態の發展と賃勞働の形成過程

農業の傍機業を經み世々名主であつたもの)である。

事が中心であることに依つても知られる。 で明確化される故此處では封建的主從關係とのみ指摘)による 等級の決定に於いて いは一等工女=職長の主觀的判斷(後述の工場工業形態 (現代職階賃金の萠芽)職場内の一等

は非常に重要である。 が日本の場合、特に桐生に於いて如何なる形で存在していたか るがマニュにとつて最も特徴的な資本制家内勞働の根本的特徴 次に工業に於ける資本主義の各發展段階に於いて見受けられ

寄生地主的土地所有の展開によるものに外ならない。 機がその主要なものであるが、この普及は明らかに明治以來、 桐生に於いて資本制家内勞働の一環として廣汎に展開した賃

亘り、 市の織物賃業區劃は群馬、栃木の兩縣より茨城、埼玉の兩縣に その數は明確には把握されていないが、桐生、足利、 賃業者の敷凡そ十萬に餘りがあると云われていた。 佐野三

層絲の自己所有が彼等を支える主要な内容である。 の途は法外な時間延長(十四時間→十八時)に依存すると共に 家收入の七或いは八十%迄この賃機に依存し、別途收入の唯一 仲介業者の介入によつてその勞働狀態は極端に劣悪である。そ ても上下の格差が期間によつて不安定なのにもかかわらず、 の上景氣の波動により、賃金の固定的性格がなく、 この賃業者の實態は「日本の下層社會」にも示されているが、 一人につい

部屋との結合の結果非衞生的な勞働狀態が一般化し、 それと共に質機は多く貧農の納屋で行われるため居間と勞働 女子と子

*五*. 九 (六四五)

買繼元機との間には人身的隷屬の關係に於かれている。水準が極端に切下げられ、低賃金狀態に於かれていると同時に供が多く從事している。その上農業と結びついているため欲望

的にのみ増大しているに過ぎないために。年へのマニュ段階と少しずれるが賃機の内容は變化なく、唯數八年)によつてより詳細に分析すると、勿論期治十年から三十以上の槪略を「群馬縣織物現況調査書」(明治三十七年三十

次のようである。 前述の賃業者は賃織業を中心としたが、賃業の種類及戸敷は

   プ  -	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		Ħ	
可、んしい言	ノ、こつフェ		<del> </del>	
一四月	一四戶		整練	
四、六五〇月	七、七五〇月	業	織	賃
一七月	一九戶	業	染	負
二一八月	三〇〇月	業	撚	賃
<b>六五</b> 月	一一二月	拵		機
一三戶	一一月	工		紋
明治三十七年	明治三十六年	别	>	種

# (註) 群馬縣織物現況調査書(P二一八)

浮彫的である。明治三十六年と三十七年の賃業者戸敷の變動の變化は極めて

定しないが、普通物は左表の通りである。(主要のもののみ)次に各種織物業の賃金及一日の織上高は織物の品位に依り

絲		觀	縮	33	御	原	
織	光						
	縮緬	繻子	緬	重	召	名	
			同			數	
反	疋	卷		疋	疋	量	
Ö	一八・〇时	• ,	九五时	四	一〇寸〇分	幅	
= • •	二 五		大・〇	<i>玉</i> i.	三丈〇	丈	
五. 〇	大〇	10	1.00	二五〇	四〇厘	織賃	
三月二	二日		三日一	同四四	同二	日平均織上	

# (註) 群馬縣織物現況調查書 (P二二八)

向が増大したため、賃機業者取締がしかれるに至つた。 これ等賃業者がマニュの形成發展に對應して、特に農民層分 では、急速に賃業者は擴大普及することは明かであるが、前 がは組合を通して賃業者は擴大普及することは明かであるが、前 がは組合を通して賃業者は擴大普及することは明かであるが、前 がは組合を通して賃業者は擴大普及することは明かであるが、前 すれば、急速に賃業者は擴大普及することは明かであるが、前 がすると、第一明治八年十二月、賃機がその賃機品の大部を質 のが増大したため、賃機業者取締がしかれるに至つた。

事は明治十六年以後國外市場へ輸出織物を出すに及んで盛んと益々増大し、その結果が又取締の强化になるわけである。この市場の擴大にともなつて流行するようになると賃業者の必要が明治十四・五年頃からは絹綿交織繻子類の大衆的帶地が國内

J.	
15	
る	
K	
至	
つ	
た	
. 0	

としたものである。
としたものである。
の粗製濫造に依るもので、この自己の濫造を賃機に轉化しようの粗製濫造に依るもので、この自己の濫造を賃機に轉化しようの鋭く指摘するように買繼、元機だけが利を占め、特に買繼商の鋭く指摘するように買繼、元機だけが利を占め、特に買繼商の鋭く指摘するように買繼、元機だけが利を占め、特に買したける弊害としたものである。

かが問題である。分析する。第一職工及徒弟の數量的把握は如何になされている分析する。第一職工及徒弟の數量的把握は如何になされている狀態は、先ず當時の桐生の一般的狀況解明の後に典型的事例を明治三十年を期として展開された工場制工業形態の賃勞働の明治三十年を期として展開された工場制工業形態の賃勞働の

依つて著しいことが著目すべき事柄でなければならぬ。 賃業者數と比例して三十六年と三十七年の變動が景氣波動に

他方雇傭方法は經營主が獨自に見つけ出す形態と周旋人を通れるものにあつては普通機業傳習生養成の名義を以つて契約するものにあつては普通機業傳習生養成の名義を以つて契約するものにあつては普通機業傳習生養成の名義を以つて契約するものにあつては普通機業傳習生養成の名義を以つて契約するものにあつては普通機業傳習生養成の名義を以つて契約するものもあつた。

金貳拾圓位のものが最も多かつた。又徒弟の賃金として與えらるが、年期の場合は一等壹ヵ年金四拾圓、二等金參拾圓、三等一日金五拾錢、二等金參拾五錢、三等金貳拾錢前後が普通であって記ると、撚絲、染織、整練等の諸業を通賃金は職工をとつて見ると、撚絲、染織、整練等の諸業を通

合				徒	職	年	
情		練業		弟	エ	次	
=				=			
、六二七	五〇	一五〇	四七	、〇七三	40年	男	明
<u>人</u> 二 =	人	人	<u>人</u> ,	<u>人</u> 一 一	<u>人</u> 一		治三
八四		大〇	= 0	五〇〇	、 〇八 二	女	+
二 人 一	1	<u>X</u>	<u>人</u>	<u>人</u> 一	스		六
六、四七〇	五〇	= 0	二四八	四、五七三		計	年
<u>X</u>				<u>人</u>			
二、三八	=	一七	三	一、九四		男	明
九 人	人		二 人	<u>一</u> 人	五.人		治
七、五		大		六、六二	丰	女	三十
八四人	1		人人	五人	五七人		七
九、九、九	=	1		八、五	九	計	4=
Ξ			=	六六人			

(註) 群馬縣織物現況調査書 (P二一四)

絹織業に於ける生産形態の發展と賃勞働の形成過程

著しいものがあつた。又規定の給與以外に職務の勤勉評價に依 つて賞與金を與えることが一般化されていた。 拾圓前後のようであつたが機業界の變動によつて賃金の高低も 《期金貳拾圓乃至金貳拾五圓、 えられていたが普通三ヵ年々期金拾五圓乃至金貳拾圓、 るものは通常傳習生の名義で、年期の契約をし手當として與 七ヵ年々期金貮拾五圓乃至金四 五ヵ年

公人がマ 規則の諸形態を分析し、當時の賃勞働の具體的內容を明かにし 三年機臺三十五、職工男十三人、女五十二人の服部工場の就業 制度であるが、桐生に於いてはこの典型的工場として明治三十 に勞働が實質的に從屬せられるに至つた。その中樞は工場規律 に資本の元に勞働が形式的に包攝せられるのと異り、資本の元 工業段階に入ると主要勞働者の職工(=旣に一定の織技を修得 分勞働者の人爲的區別) の形で展開したが、これ等は特殊化された勞働者の等級制(=部 の年期を入れて織物に闘する技術を傳習するもの) は職工及傳習人心得にきわ立つて表現せられている。 な點は英國の純粹な形で形成せられた資本と賃勞働の關連が封 したもの)と補助勞働者に分割せられるに至り、 建遺制と密接にからみ合つて展開されていることである。 以上の事柄から小營業段階には賃券働の萠芽形態としての奉 先ず明治三十二年七月制定の工場規則であるが、特徴的 ニュ段階に發展するにつれて一時傳習生 をもち、 他面熟練勞働者群は、工場制 前段階のよう (=即ち相當 或いは年期

「凡そ職工及傳習人は工場制定の規則を守り、 主人命令

> は勿論番頭手代その他目上の者の指圖に從い德義を重んじ …。 二等々

か過ぎなかつた。從つて一ヵ月二囘以上の休みがもうけられてから夜八時にまで及んだが休業時間はわずかに一・四時間にし いるだけである。 勞働者の中心は婦人勞働が八十%にも及び勞働時間は朝五時

研究場をもうけて勞働力の陶冶訓練に力を入れるに至つた。 積立)をもうけて、 ては恩給基金法(一ケ月二錢―織工、年期一人一ケ月金五厘第三に、以上の勞働日の延長と能率增進のための不滿に對 慈惠政策をほどこすと同時に他方職工學事 Ø

れているが次の内容をもつ。 等から四等まであつた。最も重要な事は賃勞働の近代的形態を 割當制を强制的に行うと同時に、賃金は製絹の優劣と織尺の多 と結びつくものであるが、 め、逃亡或いは故意の退場には没收を以つてしたことである。 少に依り每月等級を定め、奬勵的に附興した。 工場規則第十二條の休業を許さず」とあり、 とりながらも、職工は每月收得高の百分の三を身締金として收 巾拾貮丈壹疋を織上くべし、 これは能率增進の經濟外的方法である。賞與規則と工場罰則 次に職工規則の中心的事項は、「工女は每市間尠くとも十九吋 前者については一名勉勵賞與と云わ 若し織上げ壹疋に至らざるものは これは明かに生産 工女の段階は一

一日平均二丈五尺織五日に一疋を織上る者 一日平均三丈織四日に一疋を織上る者 拾五錢

賜金の内より差引き、 拾錢以下の過意金を、給料機賃の內から引去り見習人は年別賞等であるが後者の場合工場の利益に反した時は皆拾錢以上金五 日平均二丈織六日に一疋織上る者 **勉勵者賞與金に充當してしまつた。** 

によつて徹夜することがたびたびであつた。 五錢―二十錢の仕着小遺しか與へられぬため)と結びつくこと は賞與が賃金の二分の一與へられ、 延長は賃金支拂形態が賞與卽獎勵法(卽ち一定以上織つたもの から午後十一時迄の長時間に及ぶものもあり、 近世マニュ なように、 併しながら服部工場の例は典型的な例であつて、それ以外の **勞働時間は朝六時から午後九時迄或いは午前五時半的形態の工場の大部分は「職工事情第三卷」に明確** 一定以下 の者は盆正月には この勞働時間の

等を總體的に統轄している板場制度(板場と云ふのは賄方で主 に限病にかかるものが多かつた。 め、工女は皆びくびくしながら仕事を過度にやるため疾病―特 人の代りに凡ての工女を監督している婦人のこと)と壓力のた 女との差程もあり、 その上古參の年期工女と幼年の年期工女との關係は主婦と下 軍隊的上下關係が保持されているが、これ

ある勞働婦人の精神的頽廢は各所に表れて それのみでなくこれ等宿舍に入れられ、苛酷な勞働條件下に 内に逃亡するものが續出するに至つた。 いると共に、契約期

るに至らせた根源であるが桐生の場合は旣に幕末から起つた以上の勞働者の諸狀態は明治二十七年頃から勞働爭議の兆現

絹織業に於ける生産形態の發展と賃勞働の形成過程

業を起し訴訟に及ぼうとした事があつたが、此等の發展の工場支給及公休日設定を請求した際雇主が拒絶したため遂に同盟罷もので、安政四年張屋仲間の議定書は、張屋職人が閏月分給料 工業段階の現象化として把握し得るであろう。

摘し得なかつたので、前者については別の形で發表し後者 割愛せざるを得なかつたのみでなく、文献をも一つ一つ指 については總括的に掲載することにした。 の側面を掘り下げる豫定であつたが論文を收約した關係で 本章に續いて幕末、維新に於ける政治形態の反作

(註二) で示さない。その他のものは次のようなものがある。 代表的な文献は本稿の中にその都度あげて置 'n たの

著書 明治染織經濟史(服部之總、 信夫成三郎)

染織史序説(三瓶孝子) 日本資本主義の生成とその基盤(小林良正)

桐生地方史(岡部福藏)

群馬地方發展史(秋間眞雄)

(縣史編纂委員會)

山田郡誌 (郡誌編纂委員會)

桐生織物史人物傳(桐生織物史編纂會)近代經濟史上の問題史的系譜(人交好修)明治維新(井上淸) 群馬縣織物業沿革調査書(群馬縣內務部)群馬縣織物業沿革調査書(群馬縣內務部)相生市略史(桐生市編纂委員會)

六三 (六四九)